

# 島本町地域防災計画

令和2年3月

島 本 町 防 災 会 議



# 目 次

## 第1編 総 則

### 第1章 計画の目的と構成

第1節 計画の目的	-----	総- 1
第2節 計画の構成	-----	総- 1
第3節 計画の習熟と修正	-----	総- 2
第1 計画の習熟	-----	総- 2
第2 計画の修正	-----	総- 2

### 第2章 計画の前提条件

第1節 自然的条件	-----	総- 3
第1 位置	-----	総- 3
第2 地形・地質	-----	総- 3
第3 気候・気象	-----	総- 3
第2節 社会的条件	-----	総- 4
第1 沿革	-----	総- 4
第2 人口等	-----	総- 4
第3 地域構造等	-----	総- 4
第3節 災害の履歴	-----	総- 5
第1 地震災害の履歴	-----	総- 5
第2 風水害の履歴	-----	総- 5
第4節 災害危険性と被害想定	-----	総- 6
第1 想定災害	-----	総- 6
第2 自然災害の誘因	-----	総- 7
第3 大阪府による地震被害想定	-----	総-17
第4 風水害の想定	-----	総-21
第5 人為的な原因による災害	-----	総-24
第6 原子力災害の想定	-----	総-24

### 第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 島本町	-----	総-26
第2 大阪府	-----	総-28
第3 大阪府警察	-----	総-28

第 4	陸上自衛隊第3師団	総-29
第 5	指定地方行政機関	総-29
第 6	指定公共機関及び指定地方公共機関	総-29
第 7	公共団体その他の機関	総-32

#### **第4章 住民、事業者の基本的責務等**

第1節	住民の基本的責務	総-33
第1	住民の役割	総-33
第2	自主防災組織の役割	総-33
第2節	事業者の基本的責務	総-34
第3節	NPO・ボランティア等多様な機関との連携	総-34

#### **第5章 計画策定の方針**

## **第2編 災害予防計画**

#### **第1章 災害に強いまちづくり**

第1節	都市の防災機能の強化	予- 1
第1	市街地の整備	予- 1
第2	防災空間の整備	予- 2
第3	土木構造物等の防災機能の強化等	予- 3
第2節	ライフライン関係施設の防災対策	予- 6
第1	上水道施設防災計画	予- 6
第2	下水道施設防災計画	予- 7
第3	電力施設防災計画	予- 7
第4	ガス施設防災計画	予- 8
第5	公衆電気通信施設防災計画	予- 8
第6	共同溝・電線共同溝の整備	予- 9
第7	放送	予- 9
第8	住民への広報	予- 9
第3節	災害発生時の廃棄物処理体制の確保	予-11
第1	ごみ処理施設防災計画	予-11
第2	し尿処理体制の整備	予-12
第3	災害廃棄物等処理	予-12
第4節	住宅・建築物の安全化	予-13
第1	住宅・建築物等の耐震化対策	予-13

第 2 建築物の安全性に関する指導等	予-14
第 3 液状化予防対策計画	予-15
第 4 文化財の保護	予-15
第 5 節 水害予防対策の推進	予-18
第 1 洪水対策	予-18
第 2 水害減災対策	予-18
第 3 下水道等	予-22
第 4 ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策	予-22
第 6 節 土砂災害予防対策	予-24
第 1 土砂災害警戒区域等における防災対策	予-24
第 2 山地災害対策	予-26
第 3 宅地防災対策	予-26
第 7 節 危険物等災害予防対策の推進	予-28
第 1 危険物施設災害予防対策	予-28
第 2 高圧ガス災害予防対策	予-28
第 3 火薬類災害予防対策	予-29
第 4 毒物劇物災害予防対策	予-29
第 5 放射線災害予防対策	予-30

## 第 2 章 災害に備えた防災体制の確立

第 1 節 防災組織及び活動体制の整備	予-31
第 1 組織体制の整備	予-31
第 2 動員体制の整備	予-32
第 3 緊急時の防災要員等	予-34
第 4 防災拠点の整備・充実	予-34
第 5 防災用資機材等の確保	予-36
第 6 防災訓練等の実施	予-36
第 7 人材の育成	予-37
第 8 防災に関する調査研究の推進	予-38
第 9 広域防災体制等連携体制の整備	予-38
第 10 自治体被災による行政機能の低下等への対策	予-39
第 11 事業者、ボランティアとの連携	予-40
第 2 節 情報収集伝達体制の整備	予-41
第 1 災害情報収集伝達システムの基盤整備	予-41
第 2 情報収集伝達体制の整備	予-42
第 3 災害広報体制の整備	予-42

第3節	火災予防対策の推進	予-44
第1	建築物等の火災予防	予-44
第2	林野火災予防対策	予-46
第4節	消火・救助・救急体制の整備	予-47
第1	消防力の充実	予-47
第2	広域消防応援体制の充実	予-48
第3	市町村消防の広域化及び消防・救急無線の整備・拡充	予-48
第5節	災害時医療体制の整備	予-49
第1	災害医療の基本的考え方	予-49
第2	医師会等との協力体制の確立	予-50
第3	災害医療情報の収集伝達体制の整備	予-50
第4	現地医療体制の整備	予-50
第5	後方医療体制の整備	予-51
第6	搬送体制の整備	予-52
第7	医薬品等の確保体制の整備	予-52
第8	個別疾病対策	予-52
第9	地域医療連携の推進	予-53
第10	災害医療訓練の実施	予-53
第6節	緊急輸送体制の整備	予-54
第1	陸上輸送体制の整備	予-54
第2	航空輸送体制の整備	予-55
第3	公共交通機関による輸送の確保	予-56
第4	交通規制・管制の確保	予-56
第7節	避難受入れ体制の整備	予-57
第1	避難場所、避難路の指定	予-57
第2	避難場所、避難路の安全性の向上	予-59
第3	避難所の指定・整備	予-59
第4	避難勧告等の判断・伝達マニュアルの整備	予-61
第5	避難誘導体制の整備	予-64
第6	広域避難体制の整備	予-65
第7	関西圏における広域避難の受入れ	予-65
第8	応急危険度判定体制の整備	予-65
第9	応急仮設住宅等の事前準備	予-66
第10	斜面判定制度の活用	予-66
第11	罹災証明書の発行体制の整備	予-67
第8節	避難行動要支援者支援体制	予-68
第1	社会福祉施設等における対策	予-68
第2	在宅の要援護高齢者、障害者等に対する支援	予-69
第3	福祉避難所の指定	予-74
第4	外国人に対する支援体制整備	予-74

第 5	その他の要配慮者に対する支援	予-74
第 6	要配慮者への一般的対策	予-74
第9節	緊急物資確保体制の整備	予-76
第 1	給水体制の整備	予-76
第 2	食料・生活必需品の確保	予-76
第10節	防災営農技術の普及促進	予-78
第11節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	予-78
第12節	帰宅困難者対策	予-79

### 第3章 地域防災力の向上

第1節	防災意識の高揚	予-81
第 1	防災知識の普及と意識啓発	予-81
第 2	学校教育・社会教育における防災教育	予-82
第 3	事業所における防災知識の普及	予-84
第 4	災害教訓の伝承	予-84
第2節	自主防災体制の整備	予-85
第 1	地区防災計画の策定等	予-85
第 2	地域組織の育成	予-85
第 3	事業所等での組織育成	予-86
第3節	ボランティアの活動環境の整備	予-88
第 1	受入れ体制の整備	予-88
第 2	人材の育成	予-88
第 3	活動支援体制の整備	予-89
第4節	企業防災の促進	予-90

## 第3編 地震災害応急対策

### 第1章 初動期の応急活動

第1節	組織動員	地-1
第 1	活動体制の確立	地-1
第 2	活動体制確立までの活動	地-1
第 3	災害対策本部の設置	地-3
第 4	防災対策会議体制の設置	地-8
第 5	緊急初動体制	地-9
第 6	動員に関する事項	地-10
第 7	参集途上の防災活動	地-11
第 8	福利厚生	地-11

第2節	災害緊急事態	地-12
第3節	情報の収集・伝達	地-13
第1	情報の種類と収集・伝達	地-13
第2	応急被害状況の把握	地-17
第3	詳細被害状況の把握	地-19
第4	府等への報告	地-21
第5	通信手段の確保	地-22
第4節	災害広報・広聴対策	地-24
第5節	広域応援の要請・受入れ	地-28
第1	応援の要請	地-28
第2	職員の派遣要請等	地-29
第3	応援の受入れ	地-30
第4	被災市区町村応援職員確保システムに基づく支援	地-30
第5	災害発生都道府県の応援	地-30
第6	民間団体等に対する協力要請	地-31
第6節	自衛隊の災害派遣	地-32
第7節	消火・救助・救急活動	地-34
第8節	医療救護活動	地-37
第9節	応急避難	地-40
第1	避難の勧告又は指示（緊急）	地-40
第2	警戒区域の設定	地-43
第3	避難誘導	地-44
第10節	二次災害の防止	地-45
第11節	地震水防応急対策	地-48
第12節	交通規制・緊急輸送活動	地-50
第1	陸上輸送	地-50
第2	航空輸送	地-52
第3	交通規制	地-52
第13節	ライフラインの緊急対応	地-55

## 第2章 応急復旧期の対策活動

第1節	被災者の生活支援体制	地-57
第2節	住民等からの問い合わせ	地-57
第3節	災害救助法の適用	地-57
第4節	避難所の開設・管理等	地-60
第5節	広域一時滞在への対応	地-63
第6節	緊急物資の供給	地-64
第1	給水活動	地-64
第2	食料の供給等	地-66
第3	生活必需品の供給等	地-67

第 7 節	保健衛生活動	地-69
第 1	防疫活動	地-69
第 2	食品衛生管理	地-70
第 3	被災者の健康維持活動	地-70
第 4	動物保護等の実施	地-71
第 5	保健衛生活動における連携体制の整備	地-71
第 8 節	避難行動要支援者への支援	地-72
第 9 節	社会秩序の維持	地-74
第 10 節	ライフラインの応急対策	地-76
第 11 節	交通の機能確保	地-79
第 12 節	農林関係応急対策	地-81
第 13 節	住宅応急対策	地-82
第 14 節	応急教育等	地-86
第 15 節	遺体の収容・処理、火葬等	地-89
第 16 節	廃棄物の処理	地-92
第 17 節	自発的支援の受入れ	地-97
第 18 節	義援金・救援物資の受入れ等	地-99

### **第3章 東海地震の警戒宣言に伴う対策**

第 1 節	総則	地-100
第 1	目的	地-100
第 2	基本方針	地-100
第 2 節	東海地震注意情報発表時の措置	地-101
第 1	東海地震注意情報の伝達	地-101
第 2	警戒態勢の準備	地-101
第 3 節	警戒宣言が発せられた時の対応措置	地-102
第 1	東海地震予知情報等の伝達	地-102
第 2	警戒態勢の確立	地-102
第 3	住民、事業所に対する広報	地-104

### **第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画**

第 1 節	総則	地-105
第 1	推進計画の目的	地-105
第 2	防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱	地-105
第 3	南海トラフ地震の特徴及び対応方針	地-105
第 2 節	南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応	地-107
第 1	南海トラフ地震臨時情報について	地-107
第 2	防災対応について	地-107
第 3	「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について	地-108
第 3 節	関係者との連携協力の確保	地-109

第1	資機材、人員等の配備手配	地-109
第2	他機関に対する応援要請	地-109
第3	帰宅困難者への対応	地-109
第4節	円滑な避難の確保に関する事項	地-110
第1	避難対策等	地-110
第2	水道、下水道、電気、ガス、通信、放送関係	地-110
第3	交通対策	地-110
第4	町が自ら管理等を行う施設等に関する対策	地-110
第5	迅速な救助	地-111
第5節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	地-112
第6節	防災訓練計画	地-113
第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	地-114
第1	町職員に対する教育	地-114
第2	地域住民等に対する教育	地-114
第3	相談窓口の設置	地-114

## **第5章 南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の当面の対応について**

第1節	対応方針	地-115
第1	「南海トラフ地震に関連する情報」の発表	地-115
第2	「南海トラフ地震に関連する情報」発表時の措置	地-116

## **第4編 風水害等災害応急対策**

### **第1章 災害警戒期の活動**

第1節	気象予警報等の伝達	風- 1
第1	気象予警報等	風- 1
第2	土砂災害警戒情報等	風- 6
第3	大雨警報・洪水警報の危険度分布等	風- 8
第4	異常現象発見時の通報	風- 9
第5	住民への周知	風-10
第2節	組織動員	風-11
第1	組織体制	風-11
第2	災害対策本部の設置	風-11
第3	防災対策会議体制の設置	風-17
第4	動員配備	風-17
第5	福利厚生	風-18

第3節	災害緊急事態	風-20
第4節	警戒活動	風-21
第1	気象観測情報の収集伝達	風-21
第2	水防警報及び水防情報	風-22
第3	水防活動	風-23
第4	土砂災害警戒活動	風-24
第5	ライフライン・交通等警戒活動	風-26
第5節	応急避難	風-28
第1	防災気象情報等の利用	風-28
第2	避難の考え方	風-29
第3	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報	--- 風-29
第4	避難誘導	風-33
第5	学校・社会福祉施設等における避難対策	風-34
第6	警戒区域の設定	風-35

## 第2章 災害発生後の活動

第1節	被災者の生活支援体制	風-36
第2節	住民等からの問い合わせ	風-36
第3節	災害情報の収集伝達	風-37
第1	情報の種類と収集・伝達	風-37
第2	応急被害状況の把握	風-39
第3	詳細被害状況の把握	風-41
第4	府等への報告	風-42
第5	通信手段の確保	風-43
第4節	災害広報・広聴対策	風-45
第5節	広域応援の要請・受入れ	風-49
第1	応援の要請	風-50
第2	職員の派遣要請等	風-51
第3	応援の受入れ	風-51
第4	被災市区町村応援職員確保システムに基づく支援	風-52
第5	災害発生都道府県の応援	風-52
第6	民間団体等に対する協力要請	風-52
第6節	自衛隊の災害派遣	風-54
第7節	救助・救急活動	風-56
第1	災害発生状況の把握と組織体制	風-56
第2	人命救助活動	風-56
第3	警察の活動	風-59
第4	消防団の活動	風-59
第5	自主防災組織の活動	風-59
第6	惨事ストレス対策	風-59

第 8 節	医療救護活動	-----	風-60
第 9 節	交通規制・緊急輸送活動	-----	風-63
第 1	陸上輸送	-----	風-63
第 2	航空輸送	-----	風-65
第 3	交通規制	-----	風-65
第 10 節	公共土木施設等の対策	-----	風-68
第 11 節	ライフラインの応急対策	-----	風-70
第 12 節	交通の機能確保	-----	風-74
第 13 節	農林関係応急対策	-----	風-76
第 14 節	災害救助法の適用	-----	風-77
第 15 節	避難所の開設・管理等	-----	風-79
第 16 節	広域一時滞在への対応	-----	風-82
第 17 節	緊急物資の供給	-----	風-83
第 1	給水活動	-----	風-83
第 2	食料の供給等	-----	風-85
第 3	生活必需品の供給等	-----	風-86
第 18 節	保健衛生活動	-----	風-88
第 1	防疫活動	-----	風-88
第 2	食品衛生管理	-----	風-89
第 3	被災者の健康維持活動	-----	風-89
第 4	動物保護等の実施	-----	風-90
第 5	保健衛生活動における連携体制の整備	-----	風-90
第 19 節	避難行動要支援者への支援	-----	風-91
第 20 節	社会秩序の維持	-----	風-93
第 21 節	住宅応急対策	-----	風-95
第 22 節	応急教育等	-----	風-99
第 23 節	廃棄物の処理	-----	風-102
第 24 節	遺体の収容・処理、火葬等	-----	風-107
第 25 節	自発的支援の受入れ	-----	風-110
第 26 節	義援金・救援物資の受入れ等	-----	風-112

## 第 5 編 その他災害応急対策

### 第 1 章 大規模火災

第 1 節	警戒活動	-----	他- 1
第 1	火災警報	-----	他- 1

第2	火の使用制限	-----	他- 1
第3	住民への周知	-----	他- 1
第2節	応急対策	-----	他- 2
第1	林野火災応急対策	-----	他- 2
第2	市街地火災応急対策	-----	他- 3
第3	人命救助活動	-----	他- 5
第4	消防活動に係る応援の要請・受入れ	-----	他- 5
第5	地域住民との連携	-----	他- 6

## 第2章 その他災害

第1節	危険物等災害応急対策	-----	他- 7
第1	危険物災害応急対策	-----	他- 7
第2	高圧ガス災害応急対策	-----	他- 8
第3	火薬類災害応急対策	-----	他- 9
第4	毒物・劇物災害応急対策	-----	他-10
第5	放射線施設災害応急対策	-----	他-10
第6	管理化学物質災害応急対策	-----	他-11
第2節	大規模交通災害応急対策	-----	他-12
第1	大規模交通災害の種類	-----	他-12
第2	応急対策	-----	他-12
第3節	その他災害応急対策	-----	他-13

## 第6編 災害復旧・復興計画

## 第1章 生活の安定

第1節	復旧事業の推進	-----	復- 1
第1	被害の調査	-----	復- 1
第2	被災施設の復旧	-----	復- 2
第3	激甚災害の指定	-----	復- 2
第4	特定大規模災害	-----	復- 3
第2節	被災者の生活確保	-----	復- 4
第1	被災者生活再建支援金の支給	-----	復- 4
第2	災害弔慰金等の支給	-----	復- 5
第3	災害援護資金・生活資金等の貸付	-----	復- 6
第4	租税等の減免及び徵収猶予等	-----	復- 7
第5	住宅の確保	-----	復- 8

第3節 中小企業の復興支援 -----	復－ 9
第4節 農業関係者の復興支援 -----	復－ 9
第5節 ライフライン等の復旧 -----	復－10

## 第2章 復興の基本方針

第1節 復興に向けた基本的な考え方 -----	復－12
第2節 町における復興に向けた取組み -----	復－12

# 資料編

## 【1. 資料】

1-1	近畿地方における主な地震災害	資-1
1-2	大阪府における主な地震災害	資-3
1-3	阪神・淡路大震災における被害状況	資-4
1-4	島本町における主な風水害（明治18年以降）	資-5
1-5	島本町防災アセスメントの概要	資-7
1-6	滋賀県による放射線物質拡散予測	資-16
1-7	防災関係機関通信窓口	資-19
1-8	都市計画道路整備状況	資-20
1-9	道路の整備状況	資-20
1-10	都市計画公園整備状況	資-20
1-11	公共緑地現況	資-21
1-12	水道施設の現況	資-21
1-13	河川水位観測所	資-21
1-14	雨量観測所	資-22
1-15	下水道整備状況	資-22
1-16	要水防ため池の状況	資-22
1-17	島本町防災ハザードマップ（H29.3）	資-23
1-18	土石流危険渓流地区	資-25
1-19	急傾斜地崩壊危険箇所	資-25
1-20	急傾斜地崩壊危険区域	資-26
1-21	山腹崩壊危険地区	資-26
1-22	崩壊土砂流出危険地区	資-26
1-23	土石流危険渓流位置図	資-27
1-24	急傾斜地崩壊危険箇所・区域位置図	資-28
1-25	山腹崩壊危険地区・崩壊土砂流出危険地区位置図	資-29
1-26	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	資-30
1-27	宅地造成工事規制区域	資-35
1-28	危険物施設等	資-35
1-29	大阪府非常通信経路	資-36
1-30	大阪府防災行政無線通信系	資-37
1-31	災害時の町無線システム図	資-38
1-32	屋外式拡声式受信機設置場所	資-38
1-33	戸別受信機設置場所	資-39
1-34	集落可搬型移動局	資-39
1-35	消防無線整備状況	資-40
1-36	消防力の現有	資-40

1－37	消防水利の現況	-----	資－40
1－38	消防車両の保有状況	-----	資－40
1－39	消防団の現有勢力	-----	資－41
1－40－1	医療機関一覧	-----	資－41
1－40－2	災害時の無線（MCA）による通信手段	-----	資－43
1－41	緊急交通路一覧	-----	資－43
1－42	災害時用臨時ヘリポート	-----	資－45
1－43	一時避難地	-----	資－45
1－44	広域避難地	-----	資－45
1－45	避難所	-----	資－46
1－46	福祉避難所	-----	資－46
1－47	緊急交通路、防災拠点、避難地等位置図	-----	資－47
1－48	応急仮設住宅建設候補地	-----	資－48
1－49	災害時貯水施設一覧表	-----	資－48
1－50	応急給水資機材一覧表	-----	資－48
1－51	大阪府地震被害想定に基づく備蓄等の考え方について	-----	資－49
1－52	計測震度計設置場所	-----	資－51
1－53	し尿収集車両一覧	-----	資－51
1－54	ごみ関係車両一覧	-----	資－51
1－55	ごみ処理施設	-----	資－51
1－56	協定締結一覧	-----	資－51
1－57	原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等（原子力災害対策指針（平成30年10月1日 原子力規制委員会））	-----	資－53
1－58	浸水想定区域内にある施設等	-----	資－55
1－59	土砂災害警戒区域等に係る要配慮者利用施設	-----	資－57

## 【2. 条例等】

2－1	島本町防災会議条例	-----	資－58
2－2	島本町防災会議委員名簿	-----	資－59
2－3	島本町災害対策本部条例	-----	資－61
2－4	災害救助法による救助の程度、方法及び期間	-----	資－62
2－5	被害状況等報告基準	-----	資－66
2－6	被害認定統一基準	-----	資－68
2－7	島本町災害弔慰金の支給等に関する条例	-----	資－69
2－8	島本町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	-----	資－73
2－9	島本町中小企業事業資金の融資制度の概要	-----	資－76